

## 第6回教育改革シンポジウム記録

### 私立大学等改革総合支援事業から読み解く：福山大学の教育・研究のゆくえ

令和元年9月19日(木)の午後3時から5時まで本学1号館1階の大講義室において、全学SD研修の一環として「第6回福山大学教育改革シンポジウム」が開催された。今回のシンポジウムは昨年度の「言語教育を考える」に引き続き、福山大学の教育・研究の足元を見つめ直すという観点から、「私立大学等改革総合支援事業から読み解く：福山大学の教育・研究のゆくえ」をテーマに掲げた。また、今年の新しい趣向として、教員と職員が共に取り組む「教職協働」にふさわしい構成を採用した。すなわち、教員（大塚豊・副学長／大学教育センター長）と職員（門利有樹子・経理係長及び林孝彦・用度課長）がそれぞれ報告を行い、その後、フロアからの質問や発言を交えて、本学の教育・研究の在り方について考えたのである。当日の参加者は教員115名（全体の54.2%）、職員34名（全体の48.6%）の計149名（全体の52.8%）であった。ここでは後半の質疑応答も含めて、シンポジウムの全記録を掲載する。

#### はじめに

**（司会・佐藤英治 薬学部教授[教育開発部門長]**）内容は前のスライドに示しておりますので、始めさせていただきますと思います。司会進行いたします、教育開発部門長の佐藤と申します。どうぞよろしくお願い致します。それではまず開催に先立ちまして、松田文子学長よりご挨拶申し上げます。よろしくお願い致します。

**（松田文子学長）** こんにちは、本日はあそこにありますように私立大学等改革総合支援事業から読み解くという題で、文字通り教職協働の大学改革についての、それもここ毎年文部科学省から依頼のくる調査に関わっての問題提起の討論という、なかなか野心的で実践的なSD研修と思います。ぜひ実りある機会にしていきたい、していただきたいと思います。この調査の教育改革部門すなわちあそこにタイプ1と書いてありますが、タイプ1と呼ばれている部門ですが、みなさんご記憶でしょうか、このタイプ1です、こういう種類の調査が始まったのは2013年ですが、2013年度の調査開始以来、毎年このタイプ1では高得点を取りまして、それが1号館のLL教室2教室の整備、それから7号館の学生用プロジェクトラウンジの整備、続いて7号館の自分未来創造室の整備、そして1号館の大講義室の整備のための補助金獲得につながっていったんです。しかしですね、2017年度より調査項目の内容がかなり変わって、難易度が高くなって、残念なことに採択水準の得点が取れなくなりました。2017年度から取れてないんです。で質問項目にはですね、後でご覧になるとと思いますが、やればいいのかもしいかな、労力かけてそこまでやる必要があるのかと思うものとか、それよりも日々の平凡な学生対応に力を入れた方がいいんじゃないか、それからこんなことを私立大学に一律に要求する文部科学省はと思うような項目も増えてきて、まあ補助金は獲得したいけれども、どこまで調査項目に示されているような事柄の実現に向けて頑張るか、頑張れるか、頑張る意味があるか。頑張ろうとすれば当然教職員の方の負担増に



なるものも多いですから、学長としてはもう非常に悩ましい状況に陥っています。

そういうわけで今日は多くの教職員の皆様に、今の文部科学省が私立大学に要求している改革の内容を知っていただき、それに対するご意見をたくさん聞かせていただきたいと思います。本日あそこに取り上げてあるのはタイプ1とタイプ3。当然タイプ2というのがあるんですよね。タイプ2はですね、特色ある高度な研究の展開というものの、全然歯が立ちません。タイプ3はもう一つあってですね、プラットフォーム型の地域社会への貢献、これも歯が立ちません。タイプ4の社会実装の推進も歯が立ちません。まあなんとかなるかもしれないけど頑張ればですね、タイプ1とタイプ3のこの地域社会への貢献の方のものなのです。

この後職員の方から解説があると思います。それを聞かれてですね、まずここからこのところから改革を実行しようというような提案が出てくるとですね、私としましては非常に嬉しいですし、ありがたいです。以上前置きを述べましてあとはよろしく願いいたします。

(司会・佐藤教授) はいありがとうございます。それでは本日の大まかなスケジュールを説明させていただきますが、まず前のスライドにありますように、一番最初、大塚副学長よりこの支援事業の全体的な内容、そして本学における位置付け、日本における位置付け等々の全体的な内容についてご説明をしていただきます。その次に、門利係長からタイプ1についてです。先生方にお配りしているA4縦のこのエクセルの一覧表がございます。一枚ものですが、こちらがタイプ1、2、タイプ3、タイプ4はチェックリストの項目です。要はこれらの項目について何がどの程度できているのかというのを自己点検をして、点数が高ければ申請ができるというような内容になっていることと思います。この中の先ほど学長が申しましたが、まず2番目はタイプ1です。1についてどんな項目をいくつかピックアップしていただいて、内容とどの程度深さがあるのか、ご解説いただくということです。3番目はタイプ3です。今度は林課長からその内容についていくつかピックアップしてご説明していただく。3番目まで終わりましたら、4番目はどうそう全体討議ですけれども、その間10分程度トイレ休憩等々を取りたいと思っています。その間にですね、こちらの半ページものコメントご質問用紙とございますが、質疑応答で発言していただいてももちろん構いませんし、こちらにコメントですとかご質問等々につきましては書いていただいて、3と4の間の休憩時間に前にボックス置いときますので、その中に入れていただいても構いません。できるだけ情報を共有して同じ認識をもって教員間、教職員間を繋げていきたいと思っていますので、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まずは大塚副学長からの一番目、大学教育改革と私立大学等改革総合支援事業について、よろしくお願いいたします。

## 大学教育改革と私立大学等改革総合支援事業

大塚 豊副学長

(大塚 豊副学長) みなさんこんにちは、大塚です。私に与えられたテーマは、「大学教育改革と私立大学等改革総合支援事業」ということです。チェックリストについてのお話は先ほど学長からもありましたが、今回はまさに教員と職員とのコラボ、教職協働を絵に描いたようなやり方でこのシンポジウムを進めようと思っております。優秀な職員の方がいらっしゃいますので、チェックリストに関する後の具体的な議論はそちらにお任せするというようにして、私は前座を務めさせていただこうと思っております。

教育改革支援シンポジウムも6回目、6年目になりました。第1回は大学と社会の連携、2回目は初年次教育、3回目が高大接続を考える、4回目はアクティブ・ラーニングの再考というふうが続いてま



いました。これらはいずれも日本の高等教育の非常に重要な問題でありまして、その分野の国内のトップといわれるような方をお招きしてお話を伺うということでやってまいりました。昨年は言語教育を考えるということで、少し足元を見つめる方向にシンポジウムを変えました。そういう「足元路線」で言うと今回もまさに「足元路線」であります。この私立大学等改革総合支援事業、先ほど学長のご説明がありましたけれども、ご臨席のみなさまはお聞きになったことがあるでしょう。けれどもおそらく少からぬ人が、そういうのは管理職に、あるいは事務の担当の部門に任せておいたらよかろうというふうにお考えになっていらっしゃるのではと思ったりしております。ところが、これはやはり我々の教育研究から切り離す事ができない、それを抜きには考えられない状況になってきております。そのことについて私は大学教育改革の流れと関連付けながら、もう少し長いスパンで考えてみたいと思っています。

大学改革を振り返るとなりますと、学園闘争と呼ぶか、大学紛争と呼ぶか、どちらの立場にたつかによって変わりますけれども、私などは 1960 年代末のいわゆる大学の擾乱が大学改革を考える原点であったわけです。しかし、その頃まだ影も形もなかった若い教職員の方も増えてきておりますので、その辺りの話から少しするのがよかろうと思います。そして、ここ 10 年あるいはそれよりもっと近く、6、7年の間の急速に進む大学改革が補助金、お金の問題と非常に絡んできているという話をしまして、この私立大学等改革総合支援事業に結び付けて考えていきたいと思っています。

先ほど 60 年代末の改革が大学改革の原点だと申しました。スライドには「無計画な大学の設置から計画の時代へ、そして」、と書きました。大学設置基準の運用の緩和によって、60 年代に私立大学が増えました。それは学科増設とか学生定員を増やすことを認可制度から届け出制にした。そうするとかなり自由に学生定員を増やすことができた。また、私立大学は 60 年代に 134 校増えている。一方、国立大学は 3 校増えただけです。ですからこの時代に私立大学のシェアは非常に巨大になり、しかも国立大学に比べて研究面での条件は非常に貧弱と申しますか見劣りがする、そういう日本の高等教育のシステムができあがったわけでありまして。定員の私学の定員超過状況は、1970 年の時点で見ますと平均 1.79 倍で、中には社会科学関係の大学の学科においては定員の 20 倍も学生を受け入れたところもあったようです（黒羽亮一著『戦後大学政策の展開』玉川大学出版部 1993 年刊）。そういう状態から、これでは少し絞らなければならないという路線になってくるわけでありまして。大学・短大の新增設を抑制し、これがムチとすると、その一方で、私立大学に対して経常費の補助を行うというアメを準備。私立学校に対する助成というのはそれまで行われていなかった。これが 1975 年ですが、それから学科の設置や廃止、それから学生の収容定員の変更は文部大臣の認可事項になった。入口のところでしっかりと縛るということですね。こうすることで 1970 年代にでた 2 つの文科省の計画文書「高等教育の計画的整備・補充」を見ますと、「昭和 50 年代前期の計画」、「50 年代後期の計画」というように、「計画」という文字がありました。それから大学審議会が出しました「平成 5 年度以降の高等教育計画」、これにも「計画」という文字があります。ちなみに大学審議会の計画は、明確な数字を入れないで、3 つのケースが考えられるということをおっしゃっていました。ところが、定員がこれくらい、大学に入ってくる学生の数はこれくらいになるだろうという 3 つの予想でありましたが、早くも 1994 年には大学・短大進学率が 43.9%に達しまして、一番多いと予測されていたケース 3 に記された 68 万

### 無計画な大学設置から計画の時代へ、そして...

- 大学設置基準の運用緩和により、60年代に私大は134校増、一方、国立大学は3校増設のみ。→ 私大のシェアが巨大な日本型高等教育(学科増設・学生定員増を届出としたのが原因)
- 私学の定員超過は1970年には1.79倍であり、中には20倍の事例も



- 大学・短大の新增設抑制方針と私大の経常費助成(1975年7月)
- 私立学校法の改正によって、学科の設置廃止と学生の収容定員変更は、文部大臣の認可事項
- 1976年 3月「高等教育の計画的整備について」(50年代前期計画)
- 1979年12月「高等教育の計画的整備について」(50年代後期計画)
- 大学審議会「平成5年度以降の高等教育計画」(1991年)では2000年度の入学者数として3ケースを提示 → 早くも1994年には大学・短大進学率は43.9%に達し、入学者はケース3の68万2,000人を遙かに上回る80万人超。

2,000人を遥かに上回る80万人が大学に入ってきたのではあります。これを受け入れたのが主に私立大学だったんです。

こういう時代から、近年のここ10年、特に平成に入ってから時代の時代や改革を見てみますと、先ほど申しましたように、「放任」の時代から「計画」へ移った。それからさらに「自助努力」が求められる時代へ移ったのです。ほんとに「自助努力」と呼べるのだろうかということで、クエスチョンマークを付けております。平成3年に大学設置基準の大綱化が行われます。この辺になると記憶に新しいと思います。それから平成9年の大学審議会の方針では、「平成12年度以降の高等教育の将来構想」というふうに、これまではずっと「計画」という言葉を使っておりましたけれども、今度は「将来構想」という言葉が変わってですね、各高等教育機関が自らの責任で創意工夫を行い、教育研究の質的向上のために自己努力をすることを基本とするんだということになりました。平成15年には事前の規制、設置基準に基づく事前の規制よりも、事後の点検ということが考えられるようになってきました。

平成30年11月26日  
中央教育審議会

## 2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)【概要】

2040年頃の社会状況  
国産Society5.0が全ての人が早期と豊かさを享受できる社会  
Society5.0 第4次産業革命 人生100年時代 グローバル化 地方創生

**I. 2040年の展望と高等教育が目指すべき姿 … 学修者本位の教育への転換 …**

**必要とされる人材像と高等教育の目指すべき姿**

予測不可能な時代を生きる人材像

- 普遍的な知識・理解と汎用的技能を文理横断的に身に付けていく
- 時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、論理的思考力を持って社会を改善していく資質を有する人材

学修者本位の教育への転換

- 「何を学び、身に付けることができたのか」+個人々の学修成果の可視化(個々の教員の教育手法や研究を中心としたシステムを構築する教育からの転換)
- 学修者が生涯学び続けられるための多様な柔軟な仕組みと流動性

**高等教育と社会の関係**

【知識の共通基盤】 ● 教育と研究を通じて、新たな社会・経済システムを提案、成果を還元

研究力の強化 ● 多様で卓越した「知」はイノベーションの創出や科学技術の発展にも寄与

産業界との協力・連携 ● 雇用の在り方や働き方改革と高等教育が提供する学びのマッチング

地域への貢献 ● 「個人の価値観を尊重する生活環境を提供できる社会」に貢献

**II. 教育研究体制 … 多様性と柔軟性の確保 …**

**多様な学生**

- 18歳で入学する日本人を主な対象として想定する従来のモデルから脱却し、社会人や留学生を積極的に受け入れる体制転換
- リカレント教育、留学生交流の推進、高等教育の国際展開

**多様な教員**

- 実務家、若手、女性、外国籍などの様々な人材を登用できる仕組みの在り方の検討
- 教員が不断に多様な教育研究活動を行うための仕組みや環境整備(研修、業績評価等)

**多様で柔軟な教育プログラム**

- 文理横断・学修の幅を広げる教育、時代の変化に応じた迅速かつ柔軟なプログラム編成
- 学位プログラムを中心とした大学制度、複数の大学等の人的・物的資源の共有、ICTを活用した教育の促進

**多様性を受け止める柔軟なガバナンス等**

- 各大学のマネジメント機能や経営力を強化し、大学等の連携・統合を円滑に進められる仕組みの検討
- 国立大学の一法人複数大学制の導入、経営改革に向けた指導強化・推進を含む早期の経営判断を促す指導、国公私立の枠組みを超えて、各大学の「強み」を活かした連携を可能とする「大学等連携推進法人(仮称)」制度の導入、学外理事の登用

**大学の多様な「強み」の強化**

- 人材養成の観点から各機関の「強み」や「特色」をより明確化し、更に伸長

**III. 教育の質の保証と情報公表 … 「学び」の質保証の再構築 …**

● 全学的な教学マネジメントの確立

→ 各大学の教学面での改善・改革に資する取組に係る指針の作成

● 学修成果の可視化と情報公表の促進

→ 単位や学位の取得状況、学生の成長実感・満足度、学修に対する意欲等の情報

→ 教育成果や大学教育の質に関する情報の把握・公表の義務付け

→ 全国的な学生調査や大学調査により整理・比較・一元化

● 設置基準の見直し

(定員管理、教育手法、施設設備等について、時代の変化や情報技術、教育研究の進展等を踏まえた根本的な見直し)

● 認証評価制度の充実

(法令違反等に対する厳格な対応)

→ 教育の質保証システムの確立

**IV. 18歳人口の減少を踏まえた高等教育機関の規模や地域配置 … あらゆる世代が学ぶ「知の基盤」…**

**高等教育機関への進学者数とそれを踏まえた規模**

- 将来の社会変化を見据えて、社会人、留学生を含めた「多様な価値観が集まるキャンパス」の実現
- 学生の可能性を伸ばす教育改革のための適正な規模を検討し、教育の質を保証できない機関へ厳しい評価

【参考】2040年の推計

- ・ 18歳人口: 120万人(2017) → 88万人(現在の74%の規模)
- ・ 大学進学者数: 63万人(2017) → 51万人(現在の80%の規模)

**地域における高等教育**

- 複数の高等教育機関と地方公共団体、産業界が各地域における将来像の議論や具体的な連携・交流等の方策について議論する体制として「地域連携プラットフォーム(仮称)」を構築

**国公私共の役割**

- 歴史的経緯と、再整理された役割を踏まえ、地域における高等教育の在り方を再構築し高等教育の発展に国公私全体で取り組む
- 国立大学の果たす役割と必要な分野・規模に関する一定の方向性を検討

**V. 各高等教育機関の役割等 … 多様な機関による多様な教育の提供 …**

- 各学校種(大学、専門職大学・専門職短期大学、短期大学、高等専門学校、専門学校、大学院)における特有の課題の検討
- 転入学や編入学などの各高等教育機関の間の接続を含めた流動性を高め、より多様なキャリアパスを実現

**VI. 高等教育を支える投資 … コストの可視化とあらゆるセクターからの支援の拡充 …**

- 国力の源である高等教育には、引き続き、公的支援の充実が必要
- 社会のあらゆるセクターが経済的効果を含めた効果を受容することを踏まえた民間からの投資や社会からの寄附等の支援も重要(財源の多様化)
- 教育・研究コストの可視化
- 高等教育全体の社会的・経済的効果を社会へ提示
- 公的支援も含めた社会の負担への理解を促進
- 必要な投資を得られる機運の醸成

ざっと見ていきますと、平成16年には認証評価の受審が義務化されます。平成17年には有名な中教審の答申がありますが、「我が国の高等教育の将来像」(2020年まで想定)が出ます。この後も、例えば教授会の学長諮問機関化ということで、スピーディーな政策の立案・実行ということが目指されるようになってまいりました。平成17年の中教審答申に続くのが、平成30年の「2040年に向けた高等教育のブランドデザイン」というものでありました。17年の「将来像」では、国の高等教育システムや高等教育の政策そのものの総合力が問われる時代になってきている。今度国の役割というのは、高等教育のあるべき姿や方向性を提示するだけ、あるいは制度的な枠組みの設定・修正、質の保証システムの整備ということだけであり、あとは各大学が自らの選択によって、緩やかに機能別に分化をして、高等教育の質の保証を実現していくことが課題になってくるわけでありまして。ただ、この答申に対して、実現すべき価値が不明確である、進学率の上昇に対して、無計画、無責任であった政府の責任、あるいは計画と言いつつもきちんとしていかなかった政府の責任はどうするのかという批判が聞かれます。また、調査研究に基づく根拠がないといった批判もあります。

スライドに示しているのが最近、平成30年に出ました「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)」の概要であります。これもいささか評判の悪い答申で、10数年前に出た答申以降の政

策の効果とか、あるいは結果の検証が全く行われていないままに、例えば、ソサイエティー5.0とか、AI利用の未来像に関するシミュレーションを行ったなどと言われていても、ほとんどグランドデザインになっていないといった辛辣な批判も聞かれます。そういう批判はさておき、とにかく政策としては、矢継ぎ早に進んできたことが分かります。

そして、この近10年来の政策にはですね、必ず支援事業、補助金の援助が絡んでくるようになります。ここからは記憶に新しいプログラムだと思いますが、「大学教育再生加速プログラム」、「大学の海外留学生支援制度の創設」とか「スーパーグローバル大学」あるいは「地の拠点」、本日のテーマの「私立大学等改革総合支援事業」などを挙げております。それぞれの関係の審議会や機関が政策や改革策を打ち出して進んでいるわけですが、この時期の改革を大きく括ると政治主導による大学改革、「自主規制、自主自立の路線でいけ」と言いながら、実はかなり政治主導の大学改革であります。基盤的経費の競争的配分、つまり競争的資金を設けることによって、そうは言うてはいませんが、実態としては強力に政治が考える方向に大学改革を巧みに誘導していくやり方で改革が進んできたように思われます。一例として、ご承知の通り、教育再生実行会議というものがつくられています。第二次安倍内閣における教育点検を行う私的な首相の諮問機関で平成25年(2013年)に発足したのですが、それからわずか7年の間に、一番最近の令和元年の5月に出たものまで、実に多くの提言がなされました。初等・中等教育、幼児教育に係るものが多くありますが、中には大学教育等のあり方について、高等学校教育と大学との接続、大学入学者選抜のあり方について新しいテストの導入なども進んだわけでありまして。とにかく非常に早いスピードで、矢継ぎ早に提言が出てくる、それが以前であれば、朝野ともに何だかんだと議論があったところではありますが、ある方向の提言が出たら最後、もうすぐに文科省も大学もそれを進める形で進んでいくということです。

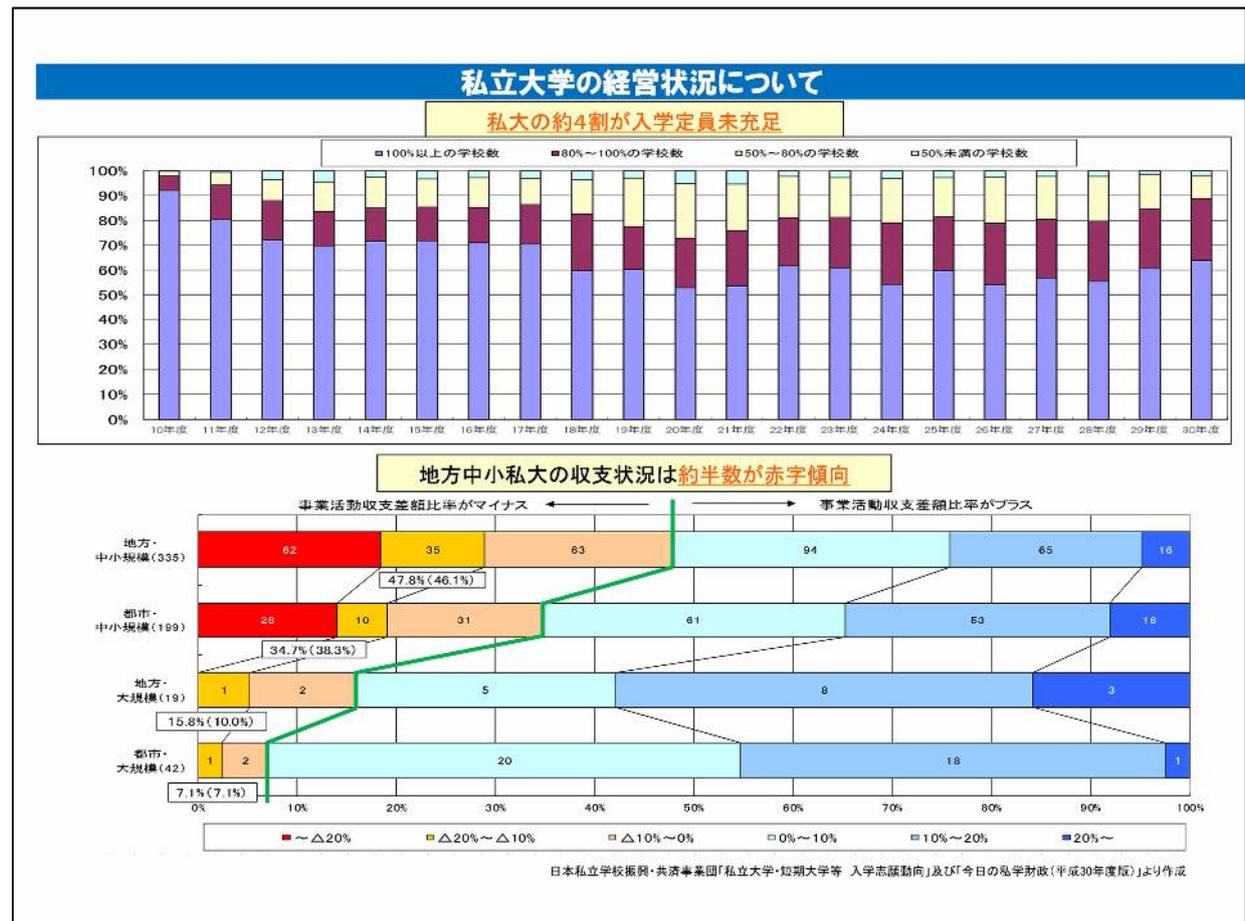
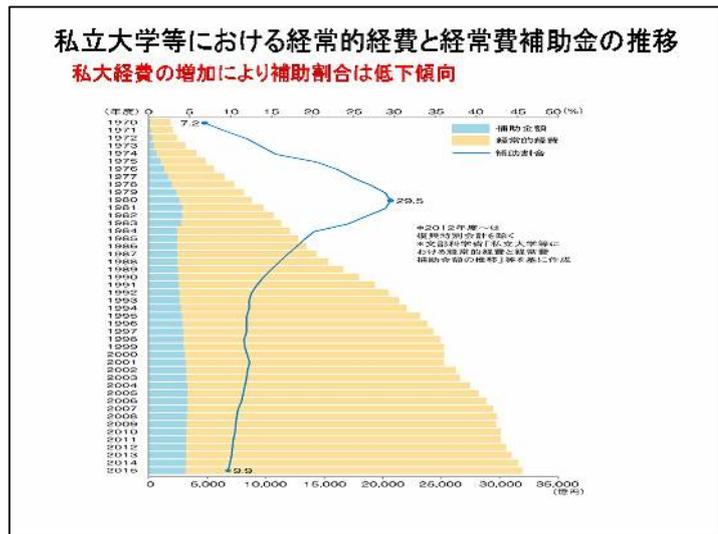
それから、この時代の大学教育改革の特徴ではありますが、教育の質に関わる客観的な指標というものが重んじられるようになりました。3つの側面があり、全学的なチェック体制がどうなっているか、カリキュラムマネジメントの体制がどうなっていくのか、学生の学びの保証体制がどうなっているのかという指標を以て、客観的に大学改革の進行状況を検証していこうということです。例えば、学生の学修時間・学修行動の把握、学生の学修成果の把握、学生による授業評価結果の活用です。あるいは履修系統図あるいは



はナンバリングの実施、アセスメントポリシーの整備、GPA制度の導入、CAP制の導入。それから学修に必要な時間や準備学習に必要な時間をシラバスに記入すること。シラバス内容の第三者チェック。3つのポリシーの点検評価、全学的な教学マネジメント体制の構築、IR機能の整備等々、今早口で申し上げましたけれども、これらの改革措置に関して、本学はほとんど全てこの通りに進めて、いずれも取り上げ、実行して参りました。

ここでちょっと見方を変えて、私立大学にとっての補助金について考えます。補助金ですので、公共的な目的を達成するために行政が保証する資金ですが、補助金はあくまで「補助」であって、全額は交付されない。しかも、繰り返し述べておりますけれども、近年は国の方針に対する取り組みの如何が交付の条件になるということです。補助金は、後で申し上げますが、一般補助と特別補助から成っている。

では、私立大学の財政経営状況はどうか、平成30年度の状況を見ると、私立大学の4割が入学定員の未充足ですが、本学は定員充足率が80から100%のところ、位置付きます。下のグラフは、地方の中小私立大学の収支状況を示しており、約半数が赤字という状況ということです。先ほど申しましたとおり、1975年には私学助成法が成立します。その後、本日話題にしている私立大学等改革総合支援事業も学長も先ほど触れていらっしゃいましたが、2013年に始まりました。それから、本学も選定されましたが、私立大学の研究ブランディング事業が2016年。こういうふうに次々と助成事業が進んで参りました。私立大学への補助額はだいたい横ばいです。ところが、各私立大学の経常費が右肩上がりに増えていますので、補助金の補助割合が1980年に29.5%のピークがあって、それ以降はずーっと下がってきている。



ご承知の方も多いと思いますが、実は経常費の5割までは補助できるというふう決めていたわけでありました。しかし、最近では10%をきるようになってきています。それから2018年からは補助金の交付ルールが見直されて、収容定員の未充足に対する調整の強化、および教育の質が評価指標になってきました。その結果、私立大学の補助金の平均支給率は5%ちょっと、平均5億円です。本学は2019年度に5億7,660万円の補助金を受けていますが、一方、10億円以上の大学が62校あり、上位

校になると 100 億円近くの補助金を受け取っている大学もある。補助金は獲得が目的ではなく、それをテコとして色々な特色を強めていくことが重要だということで、今回のテーマもそうした観点から取り上げたのです。これは学長が先に触れてくださいましたので簡単にしますが、平成 24 年度の助成額 1,500 万円、25 年度に 1,900 万余り、26 年度には 2,000 万強、27 年度には 1,200 万円、28 年度には 1,700 万円ということです。平成 24 年度の場合には、補助金によって大学会館 CLAF 教室の整備が行われました。これは単発の私立大学等教育研究活性化設備整備費補助金ということで補助金をとったのですが、これ以降は私立大学等改革総合支援事業に選定されたら、その事業を推進するために何が必要か、どういう具体的な設備が必要かを申請して、それに対して経費が与えられる仕組みです。思い返すと、補助金をもらうのが大事で、本当に今その設備がどうしても必要だという発想で特定の設備を申請していたか、発想が逆転していたことはなかったかなどと考えたりもします。

## 私立大学等経常費補助金交付ルールの変更点

変更点		詳細			備考			
不交付	不交付となる入学定員超過率 (大学全体または学部等単位)の変更	定員規模	4000人未満	4000人以上~8000人未満	8000人以上	*内は2017年度 ▶まず大学全体の判定後、各学部等ごとに判定される▶入学定員超過は次年度以降の収容定員超過率にも影響するので、次年度の入学者数を計画的に絞り込み調整する必要がある		
		充足率	1.3倍以上(同)	1.2倍以上(1.24倍以上)	1.10倍以上(1.14倍以上)			
増減率	定員未充足の学部等に対する増減率の変更	充足率による増減率を細分化して強化 (前年度までは「階段式」に、90~87%:▲2% 86~83%:▲4%/82~79%:▲8%…などだった)			▶充足率が1ポイント変わることでも大幅に減額率が変わる「階段の境目」では現状が改善される			
	教育の質に係る客観的指標による増減率の導入	▶改革総合支援事業タイプ1の該当項目である。 (1)全学的チェック体制 (2)カリキュラムマネジメント体制 (3)学生の学び保証体制の各項目を指標化 取り組み状況:「一部学部等」から「半数以上の学部等で実施」へ変更予定/ IR機能の整備とIR情報の公開を分けて開く。アセスメントポリシーの設問追加を予定			▶2019年度以降はアウトカムと関連のある大学のインポート事例を指標化予定			
	財務情報の公表状況についての増減率の強化	項目数	5項目公表	4項目公表	3項目公表	2項目公表	1項目公表	全て非公表
減額対象	既存学部学科の定員減を伴った新設学部・学科の減額対象補助費目	2017年度	▶学生経費 ▶厚生補導費 ▶補助金基準額					
		2018年度	▶学生経費 ▶厚生補導費 ▶専任教員等給与費 ▶教員経費 ▶研究旅費の補助金基準額					
特別補助の減額	継続的な定員未充足の大学等	次の4つ全てに該当する大学等が対象 ①在籍学生数が収容定員75%未満 ②過去5年の在籍学生数/収容定員が連続して前年度並み ③過去5年の卒業活動収支差額がマイナス ④2018年度から導入の一般補助の「教育の質に係る客観的指標」による増減率がマイナス			▶特別補助額に一定率を乗じて算出した額を減額			
私立大学等経営強化集中支援事業の選定・配分方法		提出された「経営改革計画」と「経営改善状況」を審査・選定、評価に応じて傾斜配分			▶選定対象校数は40~50校程度と縮小			

\*文部科学省・私学事業団資料を基に作成(2018年6月現在の情報)

与えられた時間が迫っていますので、私立大学への経常費補助金の詳細については簡単に述べます。まず、教職員の給料とか教育研究用の消耗品とか、研究旅費等に対する補助金額が大学の規模で決まる「一般補助」というものがあります。それに対して、この改革総合支援事業をはじめとする「特別補助」というものがあって、国が誘導したい政策への各大学の取り組みの度合いを数値化して補助金の支給が決まるというように、「一般補助」と「特別補助」の二本立てで公的補助が与えられています。具体的な補助のルールも年々と変わっておりまして、基準値が細かく設定され、国が求める条件をきっちり満たさないと補助金がなかなか取れない仕組みになってきています。

皆様のお手元に1枚配ってある資料とは違いますが、2019年度の経常費補助の額が書いてあります。一般補助 2,712 億円であり、特別補助の 447 億円中に私立大学等改革総合支援事業の 147 億円も含まれており、これを巡って我々はなんとか採択されたいと思っているわけです。支援事業の種類はタイプ1からタイプ4まで細かく分かれています。社会の変化に対応して、こういうタイプに分かれた補助金が必要だということでもあります。そして、このタイプも様々に変化してきました。昨年

であればタイプ1から5まででありましたけれども、それが組み換えられて、ご覧のように、31年度には4タイプに組み換えが起こったということです。

自己資金だけで運営ができる裕福な大学は良いのですが、ほとんどの大学は先ほど見ていただいたように補助金が必要なわけです。そうすると長い物には巻かれなれないといけない、巻かれざるを得ないかもしれません。

先ほどすでに申しましたけれど、補助金は獲得することが目的ではなくて、それをテコにして、いかにして、我々の大学の特色を強めるかが大事だと思うのです。必ずしも行政の示す方向でなくて、大学としての矜持を持つことも大事だと思うところもあり、この機会を使って、具体的に先生方や職員の皆さんと議論をしたいという思いから、今回のテーマを設定したのであります。以上で私の全体説明を終わらせていただきます。どうぞご清聴ありがとうございました。

(司会・佐藤教授) はい、大塚副学長ありがとうございました。最後に総合討論を行いますけれども、この時点でお聞きになりたいことご確認したいことありましたら、お聞きいたしますけれども、いかがでしょうか。よろしいですか。はいでは続きまして、タイプ1、特色ある教育の展開で求められる教育の特色とはというテーマの門利経理係長、よろしくお願いたします。

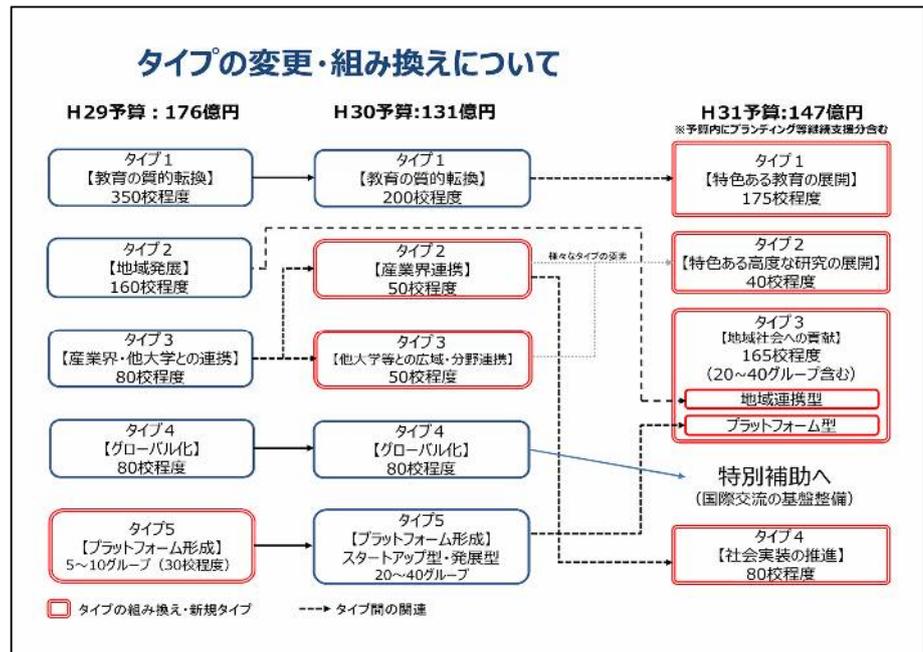
### 私立大学等改革総合支援事業から読み解く：タイプ1「特色ある教育の展開」求められる教育の特色とは？実際の調査票からポイント解説

門利有樹子経理係長

(門利有樹子経理係長) みなさんこんにちは。経理課の門利と申します。早速始めさせていただきます。私立大学等改革総合支援事業から読み解くと題しまして、お話しさせていただこうと思います。改革総合支援事業では、各取り組み等について組織的に実施していることが求められています。タイプ1では「特色ある教育の展開」として、学修成果の可視化に基づく教育方法の改善、教育の質向上に向けた特色ある教授・学修方法の展開を通じた教育機能の強化促進を目的としてIR機能の強化、アクティブ・ラーニングによる授業の実施、高大接続への取り組み、情報教育などの取り組みなどが評価されています。そこで実際の調査票を見ながら、どのような取り組みが求められ、評価されるのかポイント解説をしたいと思います。

本題に入る前に、改革総合支援事業の回答をするにあたり、特に重要な4つの留意点を説明します。

1つ目は各取り組み等については、機関決定があり、組織的に実施していることです。2つ目は根拠資料です。様々な取り組みを実施していても根拠資料がないと実施しているとはいえません。3つ目



は基準時点です。設問ごとに基準時点が異なっており、多の設問が2019年9月30日現在ですが、取り組みの時期を確認する必要があります。4つ目は要件です。各設問については要件を満たしていることが必須です。この4つは全て確認しなければいけない項目です。

それでは設問に入っていきたいと思います。タイプ1-②IR機能強化。設問を読んでいます。大学等におけるIR機能強化を図るため、IR担当教職員をIRの企画や実施方法等に関する研修会に派遣する等していませんか。この設問におけるIRとは学修時間・教育の成果等に関する情報の収集・分析とし、大学等が自らおこなっている客観的な状況を収集・分析するだけでなく、内外に対して必要な情報を提供する活動等が含まれます。さて、この設問に関する回答ですが、みなさんどれに該当すると思いますか。現状では2.定期的に受講させており、受講した実績がある、に該当します。先ほど根拠資料が必要という説明したとおり、ここではIRの組織規程、組織図、研修会の報告書が揃っていないと2では回答することができません。前年度まではIR機能の整備、機能強化を図るための取り組みを行っていませんか、という設問でしたが、本年度はIRに関する外部研修会に講師等として派遣した実績を求められています。よりIR機能強化の重要性が高まっているということが、この設問からうかがえます。

続きまして、タイプ1-④アクティブ・ラーニング。設問を読んでいます。以下のアからカのいずれかの要素を含むアクティブ・ラーニング型の科目を開講していますか、ア PBL(課題解決型学習)、イ 反転授業(知識修得の要素を授業外に済ませ、知識確認等の要素を教室で行う授業形態)、ウ ディスカッション、ディベート、エ グループワーク、オ プレゼンテーション、カ 実習、フィールドワーク。回答が1から4までありまして、当該年度開講科目のうち何%アクティブ・ラーニング型の科目があるかによって点数が異なってきます。アクティブ・ラーニングに関する設問は、毎年挙げられています。文科省の方針で、アクティブ・ラーニング型の授業が求められていることが読み取れます。この設問で求められているアクティブ・ラーニング型の科目は、「演習」の科目では当てはまりません。ただしアからカの要素をシラバス等で示されている場合は当てはまります。「実験」「実技」については、実習に準ずるものとして考えられ、アクティブ・ラーニングの科目と

私立大学等  
改革総合支援事業から読み解く

タイプ1「特色ある教育の展開」  
求められる教育の特色とは？  
実際の調査票からポイント解説

改革総合支援事業の留意点

- 1 各取組等については、機関決定があり、組織的に実施していること
- 2 根拠資料が必要である
- 3 基準時点の確認 **4つすべての確認を!**
- 4 要件を満たしていること

タイプ1-②  
IR機能強化

大学等におけるIR機能強化を図るため、IR担当教職員をIRの企画や実施方法等に関する研修会に派遣するなどしていませんか。

- ▶ 1. IRに関する外部研修会に講師等として派遣した実績がある 4点
- ▶ 2. 定期的に受講させており、受講した実績がある 2点
- ▶ 3. 定期的ではないが、受講した実績がある 1点
- ▶ 4. 上記のいずれにも該当しない 0点

**根拠資料として組織規程、組織図、研修会出席の報告書が必要!**

タイプ1-④  
アクティブ・ラーニング

以下のア〜カのいずれかの要素を含むアクティブ・ラーニング型の科目を開講していますか。

ア PBL(課題解決型学習)  
イ 反転授業(知識修得の要素を授業外に済ませ、知識確認等の要素を教室で行う授業形態)  
ウ ディスカッション、ディベート  
エ グループワーク  
オ プレゼンテーション  
カ 実習、フィールドワーク

**シラバスへの記載が必要  
昨年度は18.76%  
今年度は31.7%**

- ▶ 1 当該年度開講科目のうち50%以上 3点
- ▶ 2 当該年度開講科目のうち30%以上 2点
- ▶ 3 当該年度開講科目のうち10%以上 1点
- ▶ 4 上記のいずれにも該当しない 0点

して考えられます。こちらでもシラバス等で示されている必要があります。みなさんは昨年の石津先生が実施されたシラバスの記載方法に関するSD研修を覚えていらっしゃるのでしょうか。昨年の本設問では、アクティブ・ラーニング型の科目の割合が18.76%でした。本年度のアクティブ・ラーニング型の科目の割合は、31.7%の割合になっています。今年度は昨年度のSD研修の効果が出ているのではないのでしょうか。

続いてタイプ1-⑦GPAの活用。設問を読みます。成績評価において全学部等でGPA制度を導入するとともに、以下のアからエのいずれかの基準として用いていますか。ア 成績不振者に対する個別学修指導の実施、イ 進級判定または卒業判定、ウ 授業科目履修者に求められる成績水準の設定、エ 教員間もしくは授業科目間の成績評価基準の平準化。回答が1から4までありまして、

### タイプ1-⑦ GPAの活用

成績評価において全学部等でGPA制度を導入するとともに、以下のア～エのいずれかの基準として用いていますか。

ア 成績不振者に対する個別学修指導の実施  
イ 進級判定または卒業判定  
ウ 授業科目履修者に求められる成績水準の設定  
エ 教員間もしくは授業科目間の成績評価基準の平準化

▶	1. 全て実施している。	3点
▶	2. アを含む3つについて実施している	2点
▶	3. アを含む2つについて実施している	1点
▶	4. 上記のいずれにも該当しない	0点

実施している項目の個数によって点数が異なっています。さて、ここでこの設問に対する回答が1から4のいずれになるか、皆様にも考えていただこうかと思ひます。ちょっと手を挙げていただきたいと思いますが、1だと思われる方、挙手をお願いします。2のアを含む3つについて実施していると思われる方、3のアを含む2つについて実施していると思われる方、4上記のいずれにも該当しないと思われる方、ありがとうございます。一つずつ解説していきたいと思ひます。まずアの成績不振者に対する個別学修指導の実施ですが、GPAは成績表にも記載があり、個別指導にも活用されていると思ひます。また規程により退学勧告をすることができます。次にイですが進級判定または卒業判定に用いられているかどうかということですが、これはどちらも用いられていません。ウ授業科目履修者に求められる成績水準の設定ですが、授業科目履修者に求められる成績水準では、教育実習の受講要件でGPAが用いられています。またGPA3.0以上の場合、これは教務の手引きにも記載がありますけれども、CAP制を超えて履修することができます。エの教員間もしくは授業科目間の成績評価基準の平準化についてですが、これは授業科目別に履修者全員のGPの平均を出し、成績評価の易しい科目のGPAが高い、厳しい科目はGPAが低いなど分布図などで分析して、成績評価基準の平準化に用いているかどうかという設問です。先ほどみなさんに手を挙げてもらったとおり、3のここではアを含む二つを実施しているということで回答することができます。

タイプ1-⑩教育サポートスタッフの研修。設問を読みます。TA等の教育サポートスタッフの資質の向上を図るために、定期的な研修等の取組を実施していますか。1 実施している 2点、2 実施していない 0点。本設問における「教育サポートスタッフ」とはTA、SA、メンター、ピアチューター等の教育研究活動をサポートする学生スタッフを指しています。採用時に業務を説明するのみでは

### タイプ1-⑩ 教育サポートスタッフの研修

TA等の教育サポートスタッフの資質の向上を図るために、定期的な研修等の取組を実施していますか。

▶	1 実施している	2点	<b>規程、学生スタッフへの通知文、 研修資料、開催記録が必要</b>
▶	2 実施していない	0点	

**特別補助などの補助金でも研修等の取組  
みが必須になる可能性が！**

は該当しません。教育サポートスタッフの具体的な資質の養成や向上を図る目的で行われるものでなければ、実施しているとは回答できません。また単に研修をしているだけではなく、規程、学生スタッフへの通知文、研修資料、開催記録等が必要になってきています。各学科では、個別に実施されて

いるとは思いますが、組織的に実施していることが求められます。またこの設問は、昨年度に新設された設問であり、今後はTAなど教育サポートスタッフの研修が求められることが読み取れます。

続いてタイプ 1-⑭一般入試における記述式問題の出題。設問を読んできていきます。令和2年度入学者選抜の一般入試において、「思考力・判断力・表現力」を評価するために、自らの考えを立論し、それを表現するなどの記述式問題を出題することを募集要項等に明記していますか。アとイに分かれておりまして、ア 特定の科目等、例えば国語、数学、英語等において記述式問題を出題する。イ 特定の教科・

**タイプ1-⑭**  
**一般入試における記述式問題の出題**

令和2年度入学者選抜の一般入試において、「思考力・判断力・表現力」を評価するため、自らの考えを立論し、それを表現するなどの記述式問題を出題することを募集要項等に明記していますか。

ア 特定の科目等（例えば、国語、数学、英語等）において記述式問題を出題する。

- ▶ 1 全ての学部等で出題することを明示している。 2点
- ▶ 2 一部の学部等で出題することを明示している。 1点
- ▶ 3 上記のいずれにも該当しない。 0点

**募集要項等への明記が必要**

イ 特定の教科・科目に限定されず、様々な文献・資料を読み解き、内容を的確に把握したうえで、批判的・論理的に考えをまとめさせ、「思考力・判断力・表現力」を評価する記述式総合問題を出題する。

- ▶ 1 全ての学部等で出題することを明示している。 3点
- ▶ 2 一部の学部等で出題することを明示している。 2点
- ▶ 3 上記のいずれにも該当しない。 0点

科目に限定されず、様々な文献・資料を読み解き、内容を的確に把握したうえで、批判的・論理的に考えをまとめさせ、「思考力・判断力・表現力」を評価する記述式総合問題を出題する。この設問では、一般入試において記述式問題が出題されているかを問われています。ア 記述式問題とは、文や文章を書いたり、式やグラフ等を描いたりすることを通じて思考のプロセスが自覚的なものとなり、論理的な思考力・表現力の発揮が期待できる問題を指します。イ 記述式総合問題とは、特定の教科・科目に限定されない様々な文献・資料を読み解き、内容を的確に把握したうえで、批判的・論理的に問題をまとめさせ、「思考力・判断力・表現力」を評価するものです。また募集要項等において、記述式問題の意図や評価すべき能力を明示する必要があります。この設問では入学者選抜体制の充実強化などが評価されています。

タイプ 1-⑰入学予定者への課題提示。設問を読みます。前年の12月以前に入学手続きを取る学部等入学予定者に対し、大学等入学前に取り組むべき課題を提示し、提出するよう義務付けていますか。回答が1から3までであり、1.該当する全員に義務付けられている、2.該当する一部の者に義務付けている、3.義務付けていない。この設問では平成31年度の学部等入学者について、入学後の学修で必要とされる

**タイプ1-⑰**  
**入学予定者への課題提示**

前年の12月以前に入学手続きを取る学部等入学予定者に対し、大学等入学前に取り組むべき課題を提示し、提出を義務付けていますか。

- ▶ 1 該当する全員に義務付けている。 2点
- ▶ 2 該当する一部の者について義務付けている。 1点
- ▶ 3 義務付けていない。 0点

内容について、課題を提示し、提出を義務付けているかどうかの設問です。福山大学では、12月以前に入学手続きをとる入試の種別はAO入試、指定校入試、スポーツ推薦入試、推薦入試があります。スポーツ推薦入試と推薦入試については、提出を義務付けていませんが、AO入試、指定校入試には提出を義務付けていますので、ここでは該当する一部の者について義務付けている、の1点を獲得することができます。

タイプ 1-⑳卒業後アンケート調査等と教育活動改善への活用。設問を読んできていきます。卒業生のキャリア（就職、進学）の状況等に関する調査等を実施し、調査内容及び調査結果について公表するとともに、調査結果等を教育活動の改善に反映させる仕組みを構築していますか。アとイがありまして、ア 過年度の学部等卒業生に対するアンケート調査等、イ 卒業生の就職先等の進路先の意見聴取等の調査、この設問に対する要件がありまして、学生に在学中に身につけさせる学力や資質・能力及び養成しようとする人物像に照らして、学生の卒業後の進路・就職状況等から教育の成果や効果が上が

っているかどうかについて検証するために実施するものとしてされています。設問だけ読んでみると、実施しているのではないかなと思われる方もいらっしゃると思いますが、厳しい要件があります。具体的には、アの過年度の学部等卒業生等に対するアンケート調査では、調査票等配布数が少なくとも平成30年度学部等卒業生以上であり、アンケート調査等結果について、集計・分析、ホームページ等について広く公表されているものとされています。イの卒業生の就職先等の進路先の意見聴取等の調査の場合、調査票等配布数は、平成30年度学部等卒業生の就職先組織数以上でなければなりません。要件を聞くと、実施するにはハードルが高いように感じます。

タイプ1-②数理データサイエンス教育。設問を読んでいきます。数理・データサイエンス(統計学、数学、コンピュータサイエンス等)にかかる科目を全学部等で開講していますか、1 全学部等において必須科目として開講している。2 全学部等において選択科目として開講している。3 一部の学部等において必須科目として開講している。4 上記のいずれにも該当しない。本設問でいう「数理・データサイエンス」とは、主に統計学、数学、コンピュータサイエンス、人工知能などの今後の社会に必要とされる数理的思考やデータ分析・活用能力を育成するものをいいます。本学では、必須科目にある、情報処理基礎という科目が該当する科目と思われますので、ここでは3点獲得できるのではないのでしょうか。これまで点数を取るのが難しいというお話をしてきましたが、こういった点数を取れる設問もごぞいます。

タイプ1-④情報教育における実践教育の実施。設問を読んでいきます。企業等の実データ等を用いて、組織の課題解決に資するデータ分析等を行う実践的なデータサイエンス教育を実施していますか。1 正課の授業科目として開講している。2 正課外で実施している。3 実施していない。こちらは企業等との協定等に基づいて実施され、企業等の実際の課題や実データを用いたデータ分析を行う

ことがシラバス等で確認できれば3点を獲得することができます。もしそういった取り組みがあるようでしたら、取りまとめをしている学部長への報告をお願いします。

改革総合支援事業について、現在各学部長、センター長へ各学部・センターでの取り組みを取りまとめられているところです。昨年度はタイプ1については、84点満点中本学の得点は39点でし

**タイプ1-④**  
**卒業後アンケート調査等と教育活動改善への活用**

卒業生のキャリア(就職・進学)の状況等に関する調査等を実施し、調査内容及び調査結果について公表するとともに、調査結果等を教育活動の改善に反映させる仕組みを構築していますか。

**調査票等配布数は学部等卒業生数以上**

ア 過年度の学部等卒業生に対するアンケート調査等  
イ 卒業生の就職先等の進路先の意見聴取等の調査

**調査票等配布数は学部等就職先組織数以上**

- ▶ 1 ア及びイの双方を実施し、調査結果等について教育活動の改善に反映させている。 4点
- ▶ 2 上記には該当しないが、ア及びイを実施している。 1点
- ▶ 3 上記のいずれにも該当しない。 0点

**タイプ1-②**  
**数理・データサイエンス教育**

数理・データサイエンス(統計学、数学、コンピュータサイエンス等)に係る科目を全学部等で開講していますか。

- ▶ ① 全学部等において必須科目として開講している。 3点
- ▶ 2 全学部等において選択科目として開講している。 2点
- ▶ 3 一部の学部等において必須科目として開講している。 1点
- ▶ 4 上記のいずれにも該当しない。 0点

**タイプ1-④**  
**情報教育における実践教育の実施**

企業等の実データ等を用いて、組織の課題解決に資するデータ分析等を行う、実践的なデータサイエンス教育を実施していますか。

- ▶ 1 正課の授業科目として開講している。 3点
- ▶ 2 正課外で実施している。 2点
- ▶ 3 実施していない。 0点

**協定、契約書、シラバスへの記載が必要**

た。選定基準は55点以上でしたので、不選定という結果になりました。今年度は、タイプ1については、89点満点で、本学の得点については現在とりまとめ中ではありますが、昨年の数字からみると6割以上の獲得がないと難しいのが現状ではないでしょうか。ただ点数を獲得するために根拠資料を確かめず実施していると回答はできません。最初にお話しした機関決定であること、根拠資料、基準時点の確認、要件の理解、確認が不十分であると会計検査員の現地検査により不当事項とされ、補助金の返還などが求められています。これらを踏まえて、要件の解釈を間違わず、組織的な取り組みをして行きましょう。ご静聴ありがとうございました。

(司会・佐藤教授) はい門利係長ありがとうございました。教育実績に関しては、何事も根拠は必ずいるということですね。この時点で何か教育の展開、内容につきましてご確認したいこと等々がございましたらこの場でもお受けいたします。いかがでしょうか。

(石津 隆 薬学部教授) 薬学部の石津です。ちょっと2点お伺いしたいんですけども、まずタイプ1で30項目あるうちに今この科目を比較された理由というのをちょっとまず教えていただきたいのが一点でございます。30のうちこの項目をどうしてやったかということと、もう一点は、タイプ1-②数理データサイエンスですけども、ここにはないんですけども、情報リーダーランシーの科目ありますかという項目がタイプ1にあったと思うんですが、それがいわゆる情報処理に相当するんじゃないかと私思ったんですが、ここではむしろ要するに統計学とかいわゆる将来のAIに向けた教育、基礎的なコンピューターの使い方とかそういうことではなくて、そういったいわゆるこれからのAIの、そういうものに対処するための科目じゃないかと考えて、これは該当するのかとちょっと考えてるしだいなんですけれども。お答えお願いいたします。

(門利経理係長) まず1点目の先生のその設問を今回ピックアップした設問、なぜこの設問なのかということですけども現在文科省の方から求められているのがですね、IR機能の強化、アクティブ・ラーニング、それから高大接続への取り組み、情報教育ところがあるので、それらに関する設問で特に重要じゃないかなというところをピックアップさせてもらっています。それと2つ目の設問で、情報教育の先生の該当しないもう一つの設問に該当するのではないかとということですが、そちらについてはもう少し担当の部署と相談しながら要件をよく確認していきたいと思っておりますので、この場ではすぐにお答えすることが難しいので、回答を少しお待ちいただければと思います。

(司会・佐藤教授) どうもありがとうございました。はい、それではよろしいですか。それでは続きましてタイプ3の地域社会への貢献で認められる研究の特色を林課長からお願いします。

### 私立大学等改革総合支援事業から読み解く福山大学の教育・研究のゆくえ： タイプ3「地域社会への貢献」で求められる研究の特色とは？

林 孝彦用度課長

(林 孝彦用度課長) 用度課の林です。平成25年度より始まったこの私立大学等改革総合支援事業の取りまとめをしております。今回はタイプ3「地域社会への貢献」で求められる研究の特色について考察していきます。まず、「大学の使命と社会貢献」について見ていきましょう。大塚副学長の方からもお話ありましたが、中央教育審議会の平成17年7月28日付「我が国の高等教育の将来像(答申)」に次のようなことが書かれています。



大学は教育と研究を本来の使命としているが、同時に期待される役割も変化しつつあり、現在においては大学の社会貢献(地域貢献、経済社会、国際社会等、広い意味での社会全体の発展への寄与)の重要性が強調されるようになってきている。当然のことながら教育や研究それ自体が長期的観点から

社会貢献であるが、近年では国際協力、公開講座や産官学連携を通じた、より直接的な貢献が求められるようになっており、こうした社会貢献の役割を、言わば大学の「第3の使命」として捉えていくべき時代となっているものと考えられます。このような新しい時代にふさわしい大学の位置付け、役割を踏まえれば、各大学が教育や研究等のどのような使命・役割を重点におく場合であっても教育・研究機能の拡張として大学の一層の推進等の生涯学習機能や地域社会・経済社会との連携を常に視野に入れていくことが重要です。以上のように「第3の使命」が答申の方で取り上げられています。国の方針に対する取り組みの如何が交付の条件になるということです。これを踏まえて「タイプ3」を具体的に見ていきたいと思います。

文部科学省より改革総合支援事業タイプ3「地域社会への貢献」の調査依頼が来ております。調査票を提出し点数が良い方から165校程度選定され、私立大学経常費補助金特別補助として1,000万円程度の補助金が交付されます。

図のとおりタイプ3には2種類あり、「地域連携型」と「プラットフォーム型」があります。文部科学省の諸事情により研究ブランディング事業が廃止され、この研究ブランディング事業の「タイプAの社会展開型」の要素もタイプ3へ吸収されています。

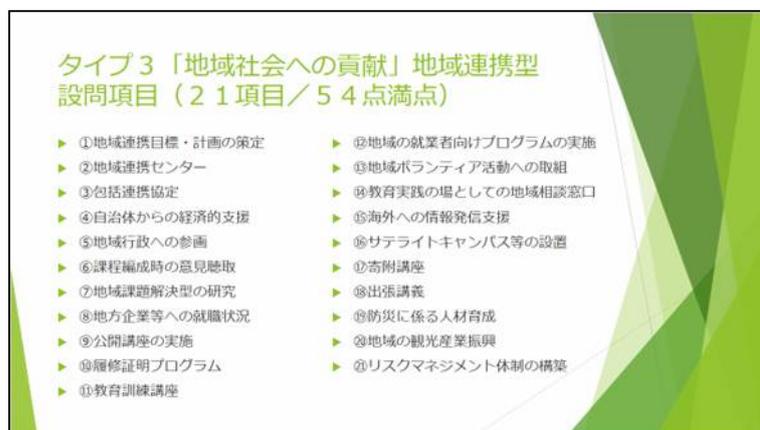
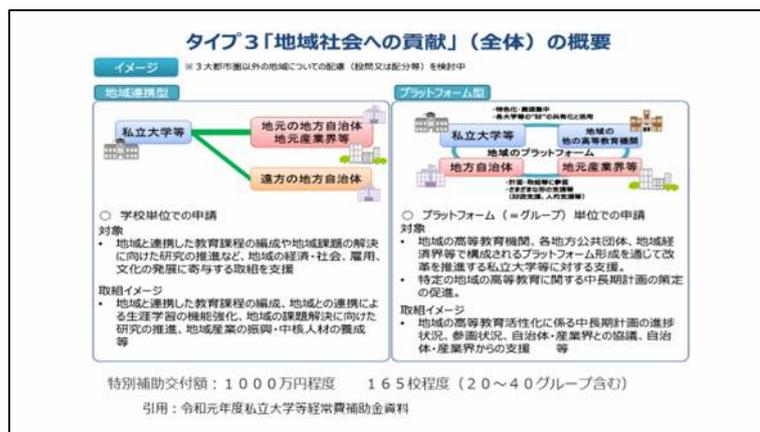
「地域連携型」は学校単位での申請が可能で、地域と連携した教育課程の編成や地域課題の解決に向けた研究の推進等地域の経済・社会・雇用、

文化の発展に寄与する取り組みを支援するものです。「プラットフォーム型」はプラットホームと呼ばれるグループ単位での申請で、地域の高等教育機関、各地方公共団体、地域経済等で構成されるプラットホーム形成を通じて改革を推進する私立大学等に対して支援するものです。こちらは現在のブランディング事業を発展させれば、将来的に申請できるようになるかもしれませんので参考にさせていただければと思います。

本学においては、先に説明しました「地域連携型」について調査票を作成し、提出するよう考えています。

続いて具体的な項目を見ていきますと、ご覧のとおり調査項目は21項目あり、54点満点になっております。文部科学省の考える社会貢献の考え方がこの調査票より読み解けると思っています。産業界等との共同研究や受託研究も社会貢献ですが、これらは「経済社会への貢献」として別の「タイプ4（社会実装の推進）」へ組み込まれています。8月末にこの調査依頼がありましたので、該当項目に関連

する各学部長、各センター長、各委員長及び各所管事務部局へ調査依頼させていただいております。締め切りは9月24日にしておりますが、事前に回答をいただいて、わかる範囲内の点数を合計してみますと20点で37%の得点となりますが、5割から6割は取らないと選定の方は難しいと思われる。本学においても、すでに社会連携センターを中心に各学部で社会貢献をされておりますが、文部科学省の基準でいう「本学の地域社会への貢献点数」は、20点ということになります。その内訳は次



のとおりです。下記の項目において点数が取れています。左側の設問に対して右側が本学の取り組み内容です。

地域連携目標・計画の策定については、平成 31 年度学校法人福山大学事業計画が理事会にて承認を得ています。地域連携センターについては、社会連携センターを設置しています。地域行政への参画については、松田学長が備後圏域活性化戦略会議の委員として福山市より委嘱されています。課程編成時の意見聴取については、5 年周期で各学部自己点検評価を実施しております。この時に地方自治体又は地元産業界等からの意見も取り入れてされています。

😊点数の取れる設問および取組内容	
(設問)	(取組内容)
①地域連携目標・計画の策定(2点)	平成31年度学校法人福山大学事業計画
②地域連携センター(2点)	社会連携センターを設置
③地域行政への参画(1点)	びんご圏域活性化戦略会議委員(学長)
④課程編成時の意見聴取(3点)	5年周期の各学部自己点検評価の実施
⑤地域課題解決型の研究(3点)	ワインプロジェクト
⑥地方企業等への就職状況(1点)	平成30年度経済学部卒業生 77.4%
⑦地域の就業者向けプログラムの実施(1点)	福山大学薬剤師研修会
⑧教育実践の場としての地域相談窓口(3点)	心の健康相談センター/子育て支援室
⑨サテライトキャンパス等の設置(3点)	宮地茂記念館
⑩出張講義(高校への出前授業は除く)(3点)	20講座以上

地域課題解決型の研究については、生命工学科のワインプロジェクトが該当します。地域企業等の就職状況については、地方企業等へ就職した学生の割合ですが、こちらは昨年度の経済学部の学生が77%となっております。

次に地域就業者向けのプログラムの実施については、薬学部において薬剤師の方に研修会を開いていますので該当します。教育実践の場として地域相談窓口については、心理学科にて「こころの相談センター」や「子育て支援室」を開設しており、これが該当します。サテライトキャンパス等の設置については福山駅北口の宮地茂記念館が該当します。出張講座・講義については、高校への出前授業は除かれますが20講座以上あります。

先ほど取り組んでいる中で高得点が取れる設問及び取り組み内容について調べてみましたのでご紹介したいと思います。その1として出張講義について、「昨年度、地方自治体や地元産業界からの求めに応じて実施された出張講義（講師派遣を含む）の実績は下記のいずれかに該当しますか。（ただし、高等学校に対する出張講義は除く。）」という設問です。用度課では出張旅費の計算もしておりますので、調査前は20件もないと思っていましたが、実際多くの先生方が講演されています。平成30年度の出張講義の件数が全体で145件でした。その内で地方自治体や地元産業界からの求めに応じて実施された出張講義ということですが、この要件を満たすものは99件もありました。これは秘書室の講演受付一覧を根拠としております。講演される際は、依頼文を出していただき、出張命令や許可を得て行かれています。闇営業をされると実績がわからなくなります。またこういった講演実績データをもとに社会連携センター等が講演や研究のコーディネイトをしていくと思いますので、必ず届出の方をお願いします。福山大学は決して先生方の上前をはねるようなことはしませんので安心して届出を出してください。

😊行っており高得点が取れる設問 及び取組内容（その1）	
設問⑩ 出張講義	
▶ 昨年度、地方自治体や地元産業界からの求めに応じて実施された出張講義（講師派遣を含む）の実績は下記のいずれかに該当しますか。（ただし、高等学校に対する出張講義は除く。）	
（基準時点）平成30年度実績 （根拠資料）依頼文、出張講義申請書等	
▶ 1 20講座以上（3点）	
▶ 2 10講座以上20講座未満（2点）	
▶ 3 上記のいずれにも該当しない。（0点）	
（本学の場合）喫煙・飲酒防止教育。	

次に、高得点が取れる設問（その2）です。地域課題解決型の研究ということで、「地方自治体または地元産業界等の連携による地域課題の解決を目的とした研究を実施していますか。」という設問ですが、こちらはワインプロジェクトが該当します。その他各学科でもいろいろな取り組みをされており、課題解決型の研究もされていると思いますが、要件として大学が組織として認められている研究

であること、教員の個人の研究ではないこと等の契約書、及び研究内容の時期確認ができる資料が必要になってきております。ワインプロジェクト以外でその他各学科での取り組み事例はありませんでしょうか、ありましたらご教示願います。

次に、行っているが高得点が取れない設問及びその取り組み内容（その1）について見ていきましょう。包括連携協定についてですが、こちらは「大学等の地域貢献にかかる包括連携協定を締結し、大学等のホームページ等において当該協定について協定先、締結時期、連携内容を事案一覧にして公表している。地方自治体または地元産業界等の数はいずれに該当しますか。」という設問となっています。昨今、新聞やニュースで他大学が地方自治体や企業と包括協定を結んだという記事が多いのはこのあたりに要因があると推測できます。

本学の場合5件あり、国土交通省中国地方整備局、福山市、笠岡市教育委員会、広島銀行、中国銀行の5件ということになっております。これは10件以上ないと点数が取れないようになっています。かといって包括連携協定は目的ではありません。あくまでも手段です。この協定を基にどのような研究等をしていくかが重要なことですので、しっかりと連携等を深めていただきたいと思います。また大学のホームページの方で公表していますかという要件もあります。本学のホームページを探してみましたが、掲載されていないと思われます。5件しかございませんが、ホームページへ一覧表の掲載をしていきましょう。

こちらも行っているが高得点が取れない設問（その2）ということで公開講座についてです。「平成30年度において当該大学等が実施した公開講座の数がいずれかに該当しますか。」という設問で、40講座以上していないと3点が取れません。主催または共催のものでも該当します。講師派遣の場合は該当しません。本学においても公開講座や生命工学部市民フォーラム等を開講していますが、最低基準の20講座はありませんでした。公開講座全5回で福山・三原2会場で行っても1講座となり、カウント方法自体も厳しいものもあります。

続いて、行っていないため点数の取れない設問及び点数を取るために必要な取り組み内容について見ていきたいと思ひます。まず地方自治体からの経済的支援については、地方自治体からの補助金・

**行っており高得点が取れる設問 及び取組内容 (その2)**

**設問⑦ 地域課題解決型の研究**

- ▶ 地方自治体又は地元産業界等との連携による地域課題の解決を目的とした研究を実施していますか。
- (基準時点) 平成30年9月1日～令和元年9月30日
- (根拠資料) 契約書、研究内容、時期が確認できる資料
- ▶ 1 **実施している (3点)**
- ▶ 2 実施していない (0点)

(本学の場合) **ワインプロジェクト**  
※他にも各学科での取組事例があるのでは？

**行っているが高得点が取れない設問 及び取組内容 (その1)**

**設問③ 包括連携協定**

- ▶ 大学等の地域貢献に係る包括連携協定を締結し、大学等のホームページ等において当該協定について(協定先、締結時期、連携内容)を一覧にして公表している。地方自治体又は地元産業界等の数はいずれに該当しますか。
- (基準時点: 令和元年9月30日)
- (根拠資料: 協定書、ホームページ等の写し等)
- ▶ 1 20件以上 (2点)
- ▶ 2 10件以上20件未満 (1点)
- ▶ 3 **10件未満 (0点)**

(本学の場合) 国土交通省中国地方整備局、福山市、笠岡市教育委員会  
**広島銀行、中国銀行・・・5件**

**行っているが高得点が取れない設問 及び取組内容 (その2)**

**設問⑨ 公開講座の実施**

- ▶ 平成30年度において当該大学等が実施した公開講座の数は下記のいずれに該当しますか。
- (基準時点) 平成30年4月1日～平成31年3月31日
- (根拠資料) 募集要項、講座の実施が確認できる資料等
- ▶ 1 40講座以上 (3点)
- ▶ 2 20講座以上 (1点)
- ▶ 3 **上記のいずれにも該当しない (0点)**

(本学の場合) 公開講座 (全5回) = 1講座、生命工学部市民フォーラム等  
**20講座以上ない**

助成金等を県または市より補助金・助成金等の支援を受けているか否かです。平成 25 年度から 27 年度プログラムで広島県補助事業として「大学連携による新たな教育プログラムの開発・実施事業」を経済学部の方でされていたのですが、昨年度は行われていません。そのまま継続されていけば点数になりましたが、残念なところです。履修証明プログラムは、

☺☺行っていないため点数が取れない設問  
及び点数を取るために必要な取組内容

(設問)	(必要な取組内容)
④自治体からの経済的支援 (3点)	→高附実績
⑥履修証明プログラム (3点)	→地方自治体、地元産業界等の意見聴取して開講
⑩教育訓練講座 (2点)	→厚生労働省からの指定
⑬地域ボランティア活動への取組 (2点)	→単位認定制度(授業科目として開設)、窓口の設置
⑮海外への情報発信支援 (2点)	→外国語によるHPや観光ガイドの作成支援等
⑰寄附講座 (4点)	→寄附を受けて開講している講座、窓口の設置
⑲防災に係る人材育成 (3点)	} 社会人を対象に、複数回の受講を 前提とする教育プログラム
⑳地域の観光産業振興 (2点)	
㉒リスクマネジメント体制の構築 (3点)	→リスク発生時のマニュアルの策定

地方自治体、地元産業界に意見を聴取して開講しているプログラムがあるかどうかということです。これについては教務課等に教えていただければと思います。教育訓練講座は、雇用保険法第 60 条の 2 に規定する教育訓練として指定を受けた講座を有しているか否かです。社会人を対象とした転職のためのキャリア・アップを目的とした「ワード、エクセル」などのパソコン講座や簿記講座などを行なえば該当します。もちろんハローワークなどへ講座開設の届出をして、指定を受けることが必要となる要件です。地域ボランティア活動への取り組みは、ボランティアに関する科目を設置し、一定の期間のボランティア活動を実施後レポート等の提出後単位認定させるような仕組みが必要です。海外への情報発信支援は地方自治体または地元産業界と協定等を締結した上で協議を行い、当該地域側から海外への情報発信に対する協力を実施しているかです。通訳ボランティア、外国語によるホームページや観光ガイドの作成支援等が該当します。寄附講座は、地方自治体または地元産業界からの寄附を受けて開講している講座の設置状況です。経済学部においてされており、「野村証券の資本市場論」と「大和証券の証券市場論」の 2 講座ありました。これらが該当しますが、要件としてホームページ等への一覧の掲載が必要となりますので、9 月 30 日までに掲載すれば 2 点の加点となります。防災にかかる人材育成及び地域の観光産業振興については、両方とも社会人を対象とした複数回の受講を前提としたプログラムの実施です。防災にかかる人材育成については、平成 26 年度に社会人向け地域防災リーダー養成講座を工学部にて開講されていましたが、現在は開講されていません。現在は、学生対象の講座のみの開講ですので対象外となります。リスクマネジメント体制の構築について、これはリスク例えば災害、事件・事故に対して、本学と地方自治体及び産業界との間でリスク発生時マニュアルを作成して、リスクを定期的に評価し、対応が十分かどうか検討する点検体制などが整備できているかです。今後何かしら検討していくような内容になります。最後に再三再四、他の方々からお話がありましたが、改革総合支援事業について皆さんはご存知だったでしょうか。他の私立大学でも、改革総合支援について項目を毎年選定されようと常に検討し改革していくと思われれます。調査票を見て、「これはやってない。」で終わらせるのではなく、どうすれば加点できるのかを考えて、改革の指針(道しるべ)にさせていただきたいと考えます。設問も回答率が高くなると設問自体がなくなったり、更にハードルをあげた内容になることもあります。改革総合支援事業は更に進化しております。また設問には基準日があり、今年度は 9 月 30 日というのがほとんどですが、この日まで要件を満たしていれば加点ができます。一年ごとの努力も大切です。この改革総合支援事業は立ち止まると取り残されます。取り残されたオンリーワンの大学にならないよう各部局において対応をお願いいたします。最後の最後に、先ほども言いましたように、この改革総合支援事業については令和元年 9 月 30 日や 10 月 1 日が基準日になっております。その中ですぐ対応できるもの、または、できそうな取り組みがあればすぐに検討をお願いいたします。さらに来年の基準日までのカウントダウンはすでに始まっています。来年度以降に取り組んでいかなければならないものもあると思いますので併せて検討をお願いします。

こういった検討は・・・いつするの？今でしょ！林先生違いですね。繰り返しになりますが、今年の努力も大切です。できるものはやってみましょう。以上です。ご清聴ありがとうございました。

## 総合討論

(司会・佐藤教授) タイプ3の地域社会への貢献ですが、この場で特にお聞きになりたいことがありましたら質問をお受けいたしますがいかがですか。よろしいですか。今から休憩をはさみまして、全体討議に入っていきたいと思えます。休憩時間今18分ぐらいですけど、第2部の全体討議は4時30分、10分間休憩で4時30分開始にさせていただきたいと思えます。皆様方のお手元のメモ用紙ご意見用紙も何かご記載して残しておきたいということがございましたら、前にこの段ボール箱用意しておきますので、ご休憩の間にでもお入れいただければと思えますのでよろしく願いいたします。それでは後半戦は4時30分開始ですので、また30分にはお集りいただければと思えます。よろしく願いいたします。



16時30分になりましたので後半戦の全体討論を始めさせていただきたいと思えます。全体討論の前にまずは質疑応答という形で直接ご質問ご意見いただける方がいらっしゃいましたらお願いしたいと思えますがいかがでしょうか。よろしいですか。それでしたら大塚先生どうしましょう。コメントから行きましょうか。先何かございます。こちらから先いってみましょうか。質問等、コメント等をいくつかいただいておりますので情報共有させていただきたいと思えます。ではまず、最初タイプ1-24の設問についてなのでこちらは門利さんですかね。

(門利経理係長) タイプ1-24のチェック項目について全学部の中で一つでも実施していればよい項目なのかどうかお教えくださいとのことでした。タイプ1-24情報教育における実践教育の実施ということで、再度設問を読むんですけども、企業等の実データ等を用いて組織の課題解決に資するデータ分析等を行う実践的なデータサイエンス教育を実践していますかという設問ですけど、特に要件の中に学部単位で行なっているとか全学部で行っているというふうな要件にはなくて、特に学科がということではないので、学部学科という制限は書いてないのでもし学科単位でされているところがありましたら出していただきまして、文科省の方に聞くこともできると思えますのでまず出していただければ。要件に特に縛りが学部とか学科とか縛りがないのでおそらく大丈夫だと思えます。よろしいでしょうか。

(聴衆) はいということですね。

(聴衆) 必ずシラバスに載ってなきゃいけない。

(門利経理係長) 協定とか契約書とかシラバスがないとやってもやっているとは回答できないのでそこは最低の条件にはなるんですけど。

(聴衆) ただですね正課外の扱いはどうされているのか。例えば2点を取る……。

(門利経理係長) 正課外がどうか具体的な記載がないので、これはちょっと確認をしたいと思えます。

(司会・佐藤教授) その他いかがですか。

(経済学部 平田宏二教授) 経済学部の平田です。ここの1-24と関連する質問ですが、経済学部に備後経済論があります。その備後経済論は企業経営者に来て話してもらっているんですけど、そこで協定等が必要かという話なんです。シラバスには企業経営者ときちんと書いてあります。根拠ですね、非常勤の立場でお願いしている。だから非常勤というのは協定等の関係でどうなのか、必要なのか。そこから辺りどんなでしょうか。

(門利経理係長) 非常勤の先生で非常勤講師として大学と契約しているということだと思えますですけども、こちらの要件では「企業等」というふうに記載があるのでこの「等」の中に本学の非常勤として契約しているというのがいいかどうかというのはここではちょっと判断が難しいのでこれも

確認したいと思います。

**(大塚副学長)** むしろ私が教えていただきたいんですけど、企業等の実データ等を用いて組織の課題解決に資する分析等を行うということですが、経済学部からは毎年予算要求でブルームバーグのデータとか日経のデータとかが出てきます。何百万円という額です。これは仮のデータではなくて、企業のデータ生のデータを使ってるものだと思うんですが、そういうものが学生の授業の中でどう生かされているのかといった実践が相当するんじゃないかと思ったんです。しかし、そこに企業等との協定に基づいて実施することという付帯条件がついている。ブルームバーグにしても企業から勝手に取ってるわけじゃなくて、データベースの基になった会社とは契約を結んでいて、それを使っているのだから、間接的には企業との協定なんでしょうけど、直接的な協定書はないんですね。もっと個別の企業と一対一で協定を結んでデータ、つまり経営に関するデータの提供を受けて、そこに見られる課題を学生と一緒に解決をするようなことをやってはもらいたくないんでしょうか。経済学部にもいろいろお尋ねしたいと思います。

**(経済学部 平田教授)** 先ほどのお尋ねなんですが、経済学部では税務会計学科で地域調査とか企業研究とかいうのがあって、特定の企業と経営全般の実態をとおして学生と色々な問題点を分析して新たな展開を図っていかうとする授業があるんですね。私は協定そのものの実態をよく承知していませんが、そこら辺りの可能性については検討してできるだけ対象に加えていければいいと思っています

**(司会・佐藤教授)** いかがでしょうか今の。はいお願いします。

**(薬学部 山下 純准教授)** 薬学部の山下といいます。今のは企業と大学になると思うんですけど、関連してない関連してるかもしれませんが、寄付講座というのを考えた場合、寄付講座というのも契約がありお金が大きく動いて例えばお金によって教員を雇う企業側の人間がこの教員になって研究をあるいは教員と一緒に教育研究をすることであるというような場合にこの大学にどのような窓口があって例えば私がどなたか薬学部なのでドラッグストアとお話しになった場合、どういうふうに進めるのがいいのか私ちょっとわからないのでそういった窓口っていうのがあったほうがいいのかあるかと思うんですが。ここで言いたいのは寄付講座っていうところのシステムというかそういうのをすすめるにしても一教員ではなかなか進めにくいと、そういったサポートっていうのはあるいは寄付講座という項目をですね、大学はどういうふうに一般的に進めているのか。ちょっと質問としてごめんなさいねまとまってないんですけど、寄付講座として点数をとるには大学あるいは教員はどういったことをしたらいいのか、もし何か実例というかご存知であれば教えていただきたいなと思ったんですけど。

**(門利経理係長)** 先生が言われている寄付講座というのは無料で学外の方に来ていただくということになるんですかね。

**(薬学部 山下准教授)** いえあの寄付なのでおそらくお金が動くと思うんです。例えばドラッグストアがある特定の研究薬学系の研究にお金を使ってくださいと寄付をして、それで大学が研究をするんですけど。その時によくあるのがお金で研究員を雇うと、雇う場合一番いいのは寄付講座は任期が付きますから一般的には任期が切れるところになかなか人が来ない場合もありますけど、企業の人間が一旦会社を辞め研究員として大学の職になり戻るようなこともあると思うんです。そういった大きなお金が入らないとできませんけど、そういった研究員を雇って研究講座を開くそういったものを私は寄付講座といったと思ってんですけど。

**(経済学部 平田教授)** 経済学部の平田です。経済学部の寄付講座の事例を紹介しますと先ほどの林課長さんの説明がありました野村証券と大和証券、これは資本市場論と証券市場論の二科目を前期と後期に開講しています。これは寄付講座というのが今は国の方が特に金融庁あたりが、証券関係、銀行関係に大学とかに積極的に働きかけて実施しているので野村証券にしても大和証券にしても講師を無料で派遣してくれています。それから広島銀行とか他の地方銀行でも気持ちの中には少しでも貢献したい、というのがあると思います。ただそれは学部学科のカリキュラムの関係があって無定見にそ

れを受け入れることもできない。ある科目の一部だけ中に入れていたような科目があるんですけど……。国の方では自らが、例えば財務省の中国財務局あたりでコンシューマーPR じゃないが寄付講座に近い形で貢献したいという気持ちがあるからその場合は金銭的には無償でやってくれています。

**(大塚副学長)** おそらく山下先生お尋ねになったのは仕組みの問題、窓口がどこかというか問題だろうと思うんですが、大学によっては最近ではリサーチアドミニストレーターのような教員と職員の間位置づくような専門のポストをおいて、そこが企業との遣り取りを行う。本学にはそういうポストがありませんので、これは各先生、各学部学科でそういう話があった時には、経理課を通して行うのでしょうか。経理部長、経理課ではないですか。学部の授業であれば学部の事務室でしょう。学部の事務室から本部にお伺いを立てる必要はないんですか。

**(茵頭里美経理部長)** ないです。

**(司会・佐藤教授)** ないということのようでありませうけど。私もよくわかりませうけど、企業が大学に研究室を作って企業がお金を持ってきて働くというパターンが実は山下先生は福山大学の前に千葉大学のドラッグストアの寄付講座の主任だったんですね。そうですね、山下先生。だからそういうのをうちの大学でできないのかということですけど。

**(大塚副学長)** こういふのは社会連携センターが窓口になっているのではなかつたですか。私もよく分らないのですけれど。

**(富士彰夫副学長)** 組織的に対外的な窓口がどこかといふえば社会連携センターになると思ひます。ただ大学と企業の関り方はさまざまであり、今の薬学部の例だと製薬会社がお金を出してそこで研究をする、お金を出すから自由にやってくださいといふのもあるのかもしれないし、あるいは共同研究の形になるのかもしれない。それから経済学部が言っていた例では今とは少し違つてていわゆる冠講座で言う方が合つてるのかもしれないね。冠講座には企業の PR であるとかあるいは地域における自社のアピランスとかいろんな目的がありますけど、その実現のために大学に自社の専門家を派遣して社会貢献の面から企業のイメージアップを図ろうといふと言えらると思ひます。更に大学には資金運用もありますから、金融機関の場合にはその資金運用に自分のところに関わりたいといふ営業目的もあると思ひますね。そういう部分にはなかなか社会連携センターは対応がしにくいと思ひます。そう言つた場合にはおそらくその大学の事務局または事務室と相談し、大学としての対応を決めてゆくことになると思ひます。だからそもそもそういうニーズがあるのかいふことですね。大学にとつても、企業の最前線で活躍する社会人から大学教員が経験しない現場の目で教育を受ける機会を得ることは、学生にとつても得難い機会になりうると思ひます。とはいへあまり冠講座が増えすぎると専門的な授業といふものが希薄になつてしまひますから、それはありがたいができませんと学部の方が断るケースもありうると思ひます。そういうところになつてくると、社会連携センターがそのところに関わるつていふことは、ちよつとやりにくいかもしれません。そういうことで色々ケースバイケースだと思ひます。山下先生が提示された例は受託研究に近いやうなので、社会連携センターに相談していただければいいと思ひます。

**(司会・佐藤教授)** 研究分野も学部学科によつて内容が違つてきますから、そのケースバイケースに合わせて社会連携なのか、とりあへずは学科の事務室を通してちよつと色々相談していくといふことしか今は分らないですね。

ケースバイケースですからいふことだそうですね。その他いかがですか。じゃあコメント、ご質問の次のご質問で今見てみますとご質問が二つだけありました。二つ目です。平成29年度以前は振るわなかつた大学で、平成30年度で大きく獲得した実績のあつた大学の事例などはありますか。もしあれば本学の参考になりますよねといふご意見ご質問なんですけど。そういうのをお聞きになられたことありますか。

**(林用度課長)** 他大学の状況はわかりませうが、毎年開催される日本私立大学協会中四国支部の各部課長相当者分科会に参加した職員の話をお聞きすると広島市内のある大学では、この改革総合支援事業等の補助金獲得をめざし、プロジェクトチームをつくり、教育改革に取り組んでいふとのことでした。

具体的に他大学でどういった取り組みをやってどれくらい増えたかのといった統計はわかりません。

(司会・佐藤教授) 大学によってプロジェクトチーム作って取り組んでいっているところまでは聞き及んでいますがということですね。その他いかがでしょうか。はいお願いします。

(薬学部 鶴田康人教授) 薬学部の鶴田ですけども、この改革について1点上乗せができるのではないかと思うのですね。アクティブ・ラーニング 1-4 タイプ、1-4 アクティブ・ラーニングのところですが、この科目全体のほぼ全てに時間でアクティブ・ラーニングをしていないといけないというものではないのです。だからある科目の中で1時間のうち15分20分でもちょっとグループワークしてやってごらんというのを、それでグループでまとめた回答を発言してもらおうということ、これはアクティブ・ラーニングをやっていると云えるのです。ただしシラバスにそれを書いてないといけません。だからある時間のここではグループワークでやってそして発表してもらいますよ一言書かれてるかどうか重要です。「全ての時間でやってないとダメ」ではないですから、今年は無理にしても来年はみなさんでシラバスにそれを一言書いていただいたら50%超えるようになるかと思います。この点を皆さん、協力していただけたらと思います。

(司会・佐藤教授) 昨年度石津先生がSDでこういうのを入れてください、シラバスに入れてくださいっていうんで、昨年度10%台だったのが今年は30%台ですからそういう1コマの中でも一定の時間だけでもディベートなりディスカッションをしていけばシラバスに書くことができますので。そこらへんは来年度に向けて先生方いっぱい集まっておられるのでそういう取り組み、今年末ぐらいからまたシラバス書くと思いますからその時はぜひぜひお願いしたいと思います。

よろしいですか、他に何かご意見あるかたいらっしゃいますか。それではもしよければどなたかお教えいただきたいんですが、コメントご質問用紙にホームページのURLのみをお書きになった方がいらっしゃるんですが、こちらのURLはどういったホームページなのかよろしければお申しただければ。もし難しければこれで結構ですけれども。よろしいですか。いいですかね。じゃあまた後でどちらのURLか確認させていただきます。よろしいですか。あといただいたのはコメントが4、5件ですけど今ざっと私が読みましたら基本的には非常にポジティブなご意見ばかりでした。記名無記名両方ございますが、代表で1名の方のぶんどけご紹介させていただきます。「タイプ1を担当された門利さん、タイプ3を担当された林さんの地道で正確な調査には感心いたしました。本学がおかれた状況がよく理解できました。今後どのようなことが取り組んでいかななくてはならないか、少しでも点数が取れるように次年度に向けて対策を立てていかななくてはならないと感じました。私個人としてはメンター活動等々を担当していますので、メンターへの定期的な研修等について今後でもできるようになっていくよう検討していきたい」というようなコメントでございます。その他の先生方も同じようなコメントいただいております。ありがとうございます。門利さん、林さんそろそろですけど各学部学科の先生方に何かお願いしておくことあります。この場をかりて何かご質問とか。

(林用度課長) 再度のお願いです。9月24日までに調査票の提出をお願いしているところでございますが、担当部局には該当の学部長、センター長等とご相談のうえとお願いしております。今回のSDにて改革総合支援事業の内容を聞かれて、実はすでにされていることもあると思います。来年度以降に取り組んでいかなければならない事項についても検討していただきたいと思います。三人寄れば文殊の知恵じゃないですが、いろんな話をすればそこでいろんな意見が出て、いい方向に話も進んでいくと思いますので、全学で、また、教職協働で改革を進めていただきたいと思っていますのでよろしくお願いします。

(司会・佐藤教授) よろしいですか。そろそろお時間ですが大塚先生何かよろしいですか最後。

(大塚副学長) 教務関係で加点できないかと関係者が集まってあれこれ議論したんです。やっぱりそうしているうちに、林課長から話がありましたように思いつくんです。数名で話すと、ああいう事例があるじゃないかというような話が出てきました。ですからこの改革総合支援事業が出た時には他人事だとは思わずに是非とも自分のところの知り得る範囲で結構ですから、なんかプラスになるところはないかと考えていただきたいと思います。タイプ1から4とか、1から5まで、2018年度の場合、

全てのタイプで採択になっている大学もあるんですね。どうやったら可能なのだろうと思います。今日の説明にもありましたけど、年々ハードルが高くなっていく、容易に超えにくいハードルが加わってくるのです。それでもなお全タイプで採択になるというのは、本当に我々から見たらちょっと信じがたい話ですが、協力し先ほど言ったように知恵を出し合えば少しでも点は上がります。本末転倒になってはいけない、チェックリストで点を取るのが目的ではなくて、これをきっかけに大学について考えるということだろうと思います。今日の議論を聞きながらそんな印象を持ちました。

### おわりに

**(司会・佐藤教授)** ありがとうございます。ちょうど予定通りもう5時数分前になって参りましたので本日のSD研修会教育改革シンポジウムですがこれで終了させていただきたいと思います。本日はお忙しい中ご参加いただきまして皆さまありがとうございます。これにて終了させていただきます。ありがとうございます。